

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

最新の国勢調査（令和2年）における人口は35,169人であり、5年前の同調査と比較すると3,334人減少している。年齢構成別にみると15歳から65歳までの生産年齢人口が3,127人と大きく減少している。一方、65歳以上人口が726人と増加しており、労働者3人で2人の高齢者を支える人口構造となっている。

産業別の就業人口構成は、第1次産業が13.2%、第2次産業が38.5%、第3次産業が48.3%と幅広い構成となっているが、産業大分類別の就業者数でみると製造業が最も多く全体の24%と当市の中心産業のひとつである。また、製造品の出荷額からみると、特に輸送用機械器具製造業は製造業全体の約40%と最も多く、当市における産業構造の特徴を現している。

市内の企業はほぼ中小企業等であり、生産年齢人口の減少に伴う人手不足が懸念されている。人手不足による生産性の低下は中小企業の経営基盤の弱体化に直結するため、当市においては大きな課題である。よって、経営を安定化させ、さらに成長していくためには先端設備等の導入を促し、生産性を抜本的に向上させることが急務となっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、技術力・生産性の向上を図り中小企業の経営安定化を目指す。

これを実現するため、計画期間中に12件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

田村市の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が田村市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、売電を目的とした太陽光発電設備の設置については、田村市における雇用の創出及び産業の集積を図る観点から、市内に住所を有し、常時勤務する者がいる事業者に限るとともに、田村市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（令和 7 年 3 月 14 日条例第 1 号）を遵守し、景観や環境に配慮するものとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（１）対象地域

田村市の企業は広範囲に点在しており、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、市内全域とする。

（２）対象業種・事業

田村市の産業は農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が田村市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、商品開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性の年率 3 % 以上向上に資すると見込まれる事業を対象とする。

4 計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

令和 7 年 7 月 23 日から令和 9 年 7 月 22 日までの 2 年間とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

3 年間、4 年間又は 5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

また、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。